

事例想定2)平成15年 台風第14号 マエミー

来襲年月日	平成15年9月10日、11日
最大風速	38.4 m/s
最大瞬間風速	74.1 m/s
降水量	470.0 mm
死傷者・行方不明者	94名 (うち死者1名)
住宅全半壊	102棟 (うち全壊19棟)

(宮古島の観測データ)

(高潮)

県土木建築部海岸防災課の調査報告書(「沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託」平成19年3月)から、高潮による建物被害の想定結果を示す。

■高潮被害

	床上浸水	床下浸水
構造物あり	349	74
構造物なし	349	74

資料:沖縄県津波・高潮被害想定調査

(地震)

「沖縄県地域防災計画」の策定に資するため調査された「沖縄県地震被害想定調査概要報告書(H19.3)」「平成25年度沖縄県地震被害想定調査(H26.3)」による被害想定を参考に本村の地震災害を想定する。

1)沖縄本島南西沖地震

①想定地震

沖縄本島に大きな被害を与える可能性のある地震として、沖縄本島南西沖を震源とする地震を想定する。沖縄本島南西沖の海域には近年地震活動があまり発生していない、いわゆる「地震の空白域」が存在している。この地域では、地震のひずみがかなり蓄積されている可能性があることから、地震の規模は琉球海溝で発生した最大規模の地震であるマグニチュード(M)=8.0とする。

②予測結果の概要

ア)地震動の予測

沖縄本島南部及び本島周辺離島の一部の沖積低地を中心に震度6弱の揺れが発生する。また、本島南部の全域及び中部、本島周辺の当初の大半は震度5弱から5強の揺れ、本島北部及び宮古島地域などでは震度4程度の揺れが予想される。

イ)液状化の危険度の予測

本村における建築物の被害はなしと予測されている。

2)直下型地震の想定

ある特定の断層モデルに基づいて被害想定を実施すると、どの断層からも離れている市町村では、比較的軽微な被害しか想定されない。しかし現実には、どの市町村も直下型地震の震源になる可能性は否定できない。そこで、県下各市町村の直下で地震が発生し、良好な地盤で震度5強程度の地震動が生じることを想定し、その場合に生じる市町村ごとの被害を予測することを目的とする。(資料:「沖縄県地震被害想定調査概要報告書」)

①想定地震

沖縄本島に大きな被害を与える可能性のある地震として、沖縄本島南西沖を震源とする地震を想定する。

②予測結果の概要

ア)地震動の予測

マグニチュード6.5、断層上端の深さ10km、良好な地盤で震度5強程度を想定する。

イ)液状化危険度の予測

本村では、沖積層による軟弱な地盤があり、沖積低地では液状化の危険性が高くなる可能性が予測される。

ウ)人的被害の予測

■人的被害

	被害棟数	死者数	負傷者数	救出 現場数	要救助 者数	要後方医療 搬送者数	避難者数
伊是名村	31	4	5	0	0	1	57

資料：沖縄県地震被害想定調査概要報告書

3)沖縄本島南東沖地震3連動の想定

沖縄本島並びに伊是名村に甚大な被害を与える可能性のある地震として、沖縄本島南東沖地震3連動を震源とする地震を想定する。

(資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査(H26.3))

①想定地震

沖縄本島南東沖地震3連動地震が発生し、本村で震度6弱程度の地震動が生じることを想定した被害予測結果を参考とする。

②予測結果の概要

ア)地震動の予測

マグニチュード9.0で沖縄本島を中心に震度5強から震度6弱程度の揺れが予想される。

イ)地震の揺れ・液状化・土砂災害・地震火災の危険度の予測(建物被害)

■地震の揺れによる建物被害(沖縄本島南東沖地震3連動)

	木造建物(棟)		非木造建物(棟)		合計(棟)	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
伊是名村	1	7	8	13	8	20

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

■液状化による建物被害(沖縄本島南東沖地震3連動)

	木造建物(棟)		非木造建物(棟)		合計(棟)	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
伊是名村	2	0	4	1	6	1

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

■地震火災による建物被害（沖縄本島南東沖地震3連動）

	出火件数(件)			焼失棟数(棟)
	出火	消防力鎮火	残出火	
伊是名村	1	0	1	1

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

ウ)人的被害の予測

■建物倒壊による人的被害（沖縄本島南東沖地震3連動）

	死者数(人)	負傷者数(人)		
		負傷者計(人)	重傷者数(人)	軽傷者数(人)
伊是名村	0	5	1	4

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

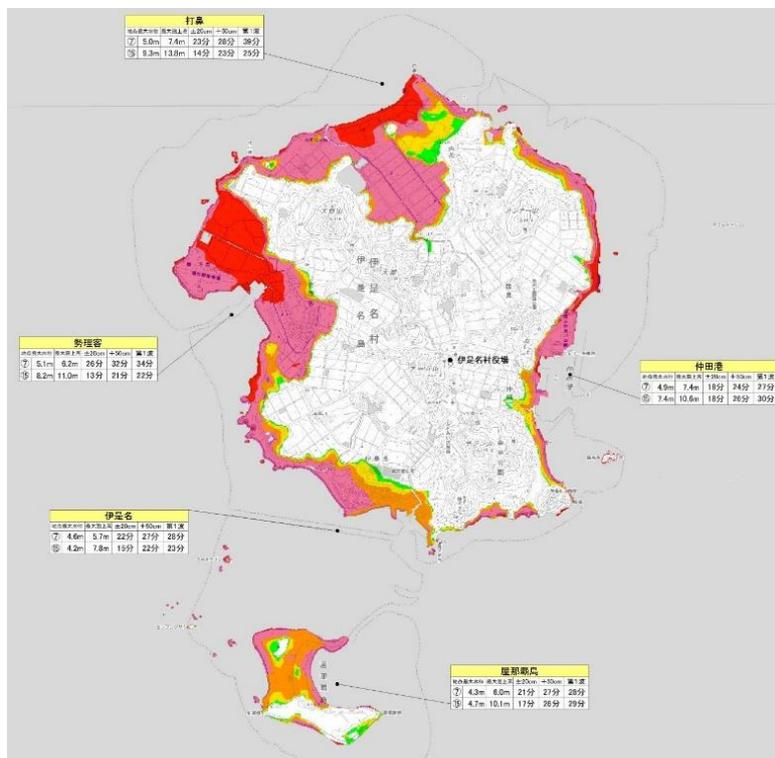
(土砂災害)

本村において、土砂災害危険箇所や区域の指定はない。

(津波浸水)

村行政では、津波浸水想定について、沿岸の低地部(仲田港周辺、伊是名区、勢理客区、内花区)の津波被害の危険性が高くなっていることや、想定される最大級の津波が、地震発生から22分で第1波が到着することを仮定している。この「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合を想定しており、浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)の両方面で想定している。

沿岸部に所在する事業所には、観光客をターゲットとした事業者(飲食、宿泊、マリナクティビティ、レンタカー等)が立地しており、津波浸水災害に対する備えが必要であることが分かる。



沖縄県津波浸水想定より

(https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kaibo/h27tunami/h27tunami_a.html)

(感染症)

新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月に中国武漢市で初めて確認され、全世界に猛威をふるってきた。伊是名村地域では、第7波に入り120名を超える陽性者が出たが、感染者や感染経路把握に努め、また、防災無線による村民への注意喚起や、無料 PCR 検査の実施により、さらなる感染拡大防止に努めている。

(2) 商工業者の状況

商工業者数:88事業所(2016年現在)

小規模事業者数:88事業所(2016年現在)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
製造業	6	5	村内に広く分布
建設業	16	16	村内に広く分布
卸・小売	21	19	村内に広く分布
サービス業	36	30	村内に広く分布
その他	9	9	村内に広く分布
合計	88	79	

(3) これまでの取り組み

1) 伊是名村の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災無線の全戸設置及び村内全域屋外拡放器設置
- ・防災備品の備蓄
- ・消防団組織の定期的な強化訓練
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染対策及びワクチン接種の推進

2) 商工会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・商工会会員向けの保険制度の周知及び加入案内
- ・沖縄県商工会連合会と連携した保険加入促進
- ・自然災害後の商工業者の被災状況を沖縄県商工会連合会へ報告
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、軍手等)を備蓄
- ・伊是名村が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

- ・現状では、緊急時の取組について、村行政の危機管理マニュアルの策定はあるものの、商工会員の危機管理意識が乏しく、災害時における対応に不安がのこる。
- ・緊急時の取組について、具体的な協力体制の在り方に職員の理解が乏しいため、商工会のマニュアル整備が必要。
- ・保険、共済の制度説明及び加入の提案、推進が不足している。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災後、速やかに復旧支援が行えるよう、情報収集を行い該当事業者に対し必要な支援を行う。
- ・域内における感染症発生の際は、速やかに感染拡大防止措置が行えるよう、平時から関係機関と連絡体制及び情報共有を密にする。
- ・地区内小規模事業者の事業者 BCP 認定取得支援の実施。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和 5年 4月 1日 ~ 令和 10年 3月 31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と伊是名村の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

平成29年に発行された「伊是名村地域防災計画」や令和4年に策定した「伊是名村商工会危機管理マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな緊急対応等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所の所在地に関わる災害リスクについて説明を行い、係る対策情報(休業補償等の損害保険、共済制度、行政支援の活用、他企業の同趣旨を含む取組事例など)の提供を行う。
- ・商工会広報やHP等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実行性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険等の紹介を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつ、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化することから、事業者には常に最新かつ正確な情報を入手し、周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うと共に、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和5年度中に作成する。ただし、実効性があるものにするため、都度修正を行う。

3) 関係団体等との連携

- ・ジブラルタ生命などの提携機関にエキスパート派遣依頼を行い、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーの開催や、保険制度の紹介を行う。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・事業継続力強化支援計画に関する協議会(構成員:村役場、商工会)を開催し、状況確認や計画の改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、村行政との連絡ルートの確認等を行う。訓練は、必要に応じて実施する。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、自身の安全を確保した上で、速やかに職員の安否確認・報告を行う。
SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を商工会と村行政で共有する。また、必要に応じて沖縄県商工会連合会や沖縄県関係部署にも報告を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・商工会と村行政との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。各職員が災害状況を把握し、出社の可否を独自で判断・報告を行う。自身の家族を含む安全の確保を優先する。
- ・職員全員が被災等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、都度情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

<p>被害尺度</p> <p>※目視による確認</p>	<p>【軽微な被害(緊急性・重傷性がなく、対策の取れそうな状況)】</p> <p>1.敷地内に立地する家屋全戸的に、瓦屋根やトタン屋根の損傷が半壊以下の状況。(半壊以上は、大きな被害)</p> <p>2.敷地内に立地する家屋全戸的に、家屋の壁面や窓ガラスの損傷が半壊以下の状況。(半壊以上は、大きな被害)</p> <p>3.その他は、前項の尺度を類推解釈して判断する。 <例.瓦屋根の10%損傷 = 街路樹の倒壊による歩道の一部通行不可></p> <p>【大きな被害(緊急性・重傷性が高く、対策の取れない状況)】</p> <p>1.生活用含む村道・県道が通行不可な場合。(片側一車線の幅も同様の判断)</p> <p>2.上下水道の使用不可。(個々人の衛生環境が保てない状況等)</p> <p>3.その他、前項の尺度を類推解釈して判断する。 <例.片側一車線の通行不可 = 敷地内に立地する家屋の半壊以上></p> <p>【確認ができない(緊急性が高く、重傷性の確認が取れない状況)】</p> <p>1.現地を目視が出来ない。</p> <p>2.二次災害に繋がる恐れがある状況。</p> <p>3.安否確認の応答に、反応が無い状況。 ※単独行動による確認は、禁止。</p> <p>【ほぼ被害がない(発災前との現況に、変化の無い状況)】</p> <p>※目視出来ない家屋の内部損傷が想定されるため、避難誘導を行う。</p> <p>【被害がない】</p> <p>地面の陥没や家屋の倒壊による損傷のない原野など。</p>
-----------------------------	--

- ・本計画により、商工会と村行政は以下の間隔で被害情報等の共有をする。

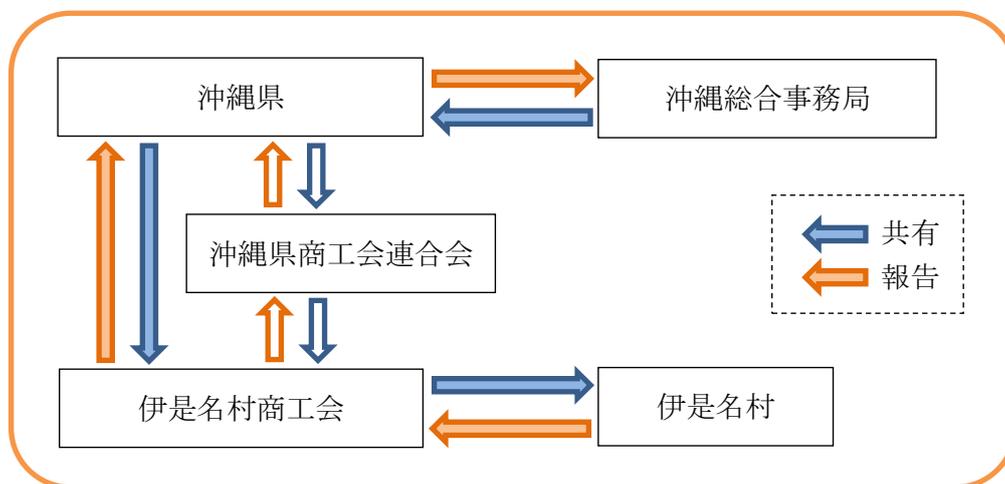
発災後 ～ 1週間	1日に2回共有する(午前、午後)
1週間 ～ 2週間	1日に2回共有する(午前、午後)
2週間 ～ 3週間	1日に1回共有する(午前及び適宜)
3週間 ～ 1ヶ月	1日に1回共有する(午前及び適宜)
1ヶ月以降	必要に応じて共有する

- ・村行政で取り纏めた「伊是名村地域防災計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、必要に応じて交代勤務を導入する等の体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて、村行政の指示に従う。
- ・商工会と村行政は、被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認する。
- ・商工会と村行政が共有した被災情報を、下記の方法により沖縄県へ報告する。
- ・商工会は、別紙様式により被災情報を県に報告する。
- ・感染症流行の際、特に報告が必要と思われる事象が発生した場合は、災害発生時と同様の方法により沖縄県へ報告する。

【被災状況の報告体制図】



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・災害時の相談窓口の設置については、小規模事業者の被害状況を確認し、村行政と協議のうえ、安全性が確保された場所に設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策について、小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

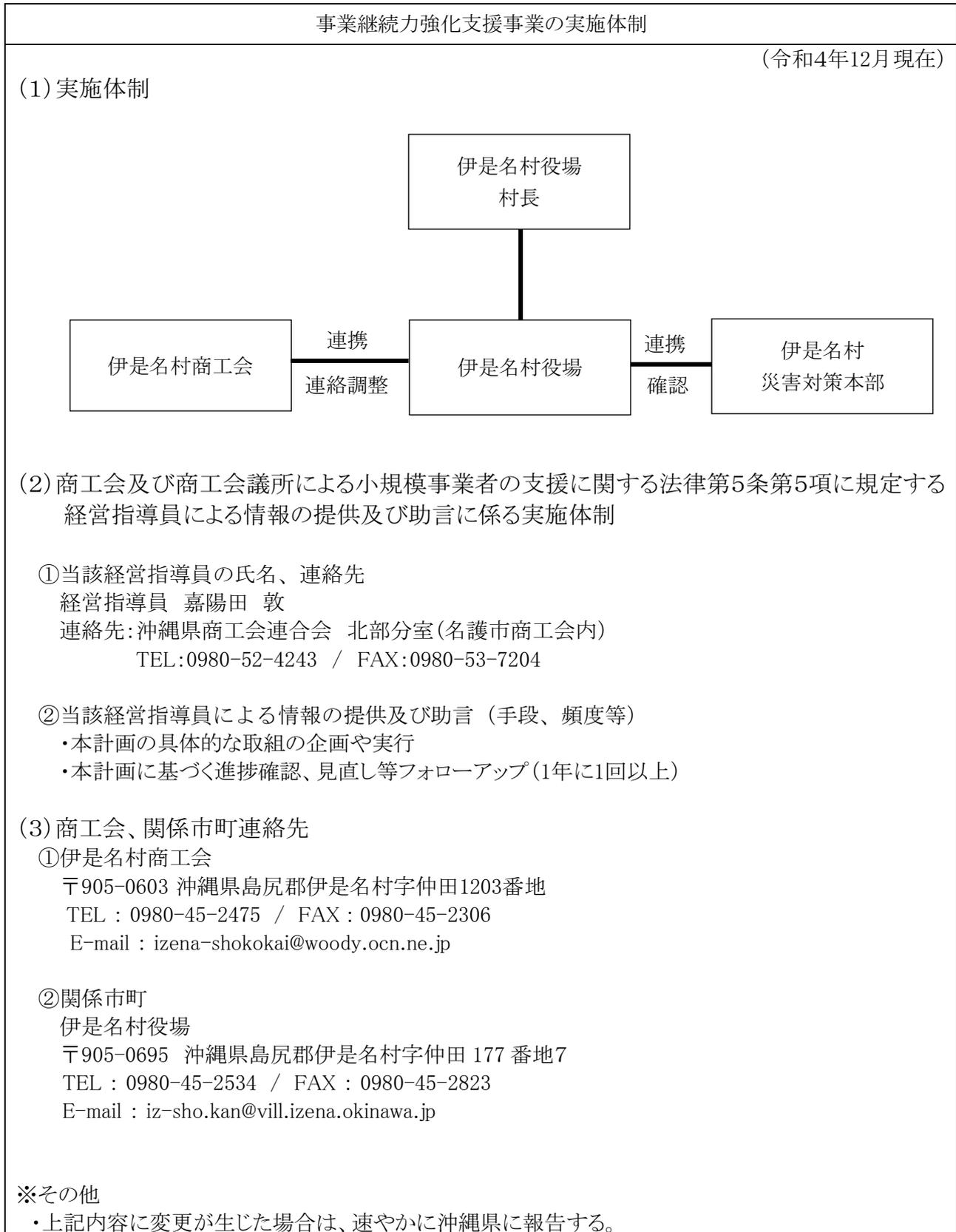
- ・沖縄県の方針等も踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域等からの応援派遣依頼を検討する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
専門家派遣費	100	100	100	100	100
講習会開催費	50	50	50	50	50
パンフ・チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、沖縄県補助金、伊是名村補助金、その他事業収入等。

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等